



# 市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## 固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関するお問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(888)5477  
家屋担当 ☎(888)5479  
償却資産担当 ☎(888)5480

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 4月1日(木)から5月31日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 資産税課(市役所2階)

縦覧できるかた 納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容) 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額)

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

\*土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらう制度です。趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 4月1日(木)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時)

閲覧場所 資産税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC

\*内容の説明や問い合わせは、資産税課のみとなります。

閲覧できるかた

(閲覧内容はそれぞれ異なります)

①納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④固定資産の処分をする権利を有するかた

閲覧できるもの(内容) 固定資産課税台帳(所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。②④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または

委任状

◆令和3年度固定資産税の納税通知書は、5月7日(金)に発送予定です

## 4月12日(月)から市立病院敷地の通行ルートを変更

市立秋田総合病院の建替工事に伴い、敷地内の通行ルートが変わります。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

4月12日(月)から東側への車両の通り抜けができなくなります。病院への送迎は、西側から入退場するルートとなります

左折での入退場にご協力ください。東側からの歩行者は、立体駐車場のエレベーターを利用し、正面出入口にお進みください。西側の歩行者経路は今ままでお入りです

●問い合わせ 市立秋田総合病院 ☎(823)4171



## 住み慣れた地域で 安心して暮らすために

秋田市福祉生活サポートセンター(秋田市社会福祉協議会内)では、判断能力に不安のある高齢のかたや知的障がい・精神障がいのあるかたを対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、次のようなサービスを提供しています。

①社会福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝い  
②日常的な金銭管理サービス  
③書類などの預かりサービス  
④契約  
⑤サービス開始

◆サービス開始までの流れ  
①サポートセンターへ相談  
②訪問調査  
③申込書類や支援計画の作成  
④契約  
⑤サービス開始

生活支援員がサービスを提供します。サービス開始からは利用料がかかります。1回1時間以内は1千円。1時間を超えた場合は、以降30分ごとに50円。生活保護受給者は無料です

●問い合わせ 秋田市福祉生活サポートセンター ☎(862)0102

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!



## 包括外部監査の結果報告

### 令和2年度の監査テーマ

#### 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策および事業の事務の執行について

2月12日、公認会計士で市の監査人である吉岡順子さんから、令和2年度包括外部監査の結果を報告していただきました。包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場の監査人が、市の事務をチェックするものです。

市では、報告された内容を十分検討し、適切に対処してまいります。報告書は市ホームページでご覧いただけます。広報ID番号 1028090

問い合わせ▶総務課☎(888)5423

#### 監査結果の要点

- ◆チャレンジオフィスあきたに入居する起業家などについて、決算書などの書類の提出を求めるとなく、今年度の実績と次年度の収支計画を定型のシートに記載させているのみであり、市が経営成績や財務内容を把握することが必要である
- ◆商店街空き店舗対策事業の補助金交付要綱で定める、申請時における空き店舗の図面の提出を求めているケースがあるため、交付要綱に準拠して適切に書面を求めべきである
- ◆チャレンジオフィスあきたに常駐する専任の職員が、入居者に対して経営相談などのアドバイスを行った際は、責任の所在や事業評価の観点から、その概要を漏れなく文書化することを求めたい
- ◆チャレンジオフィスあきたの空室を早急に解消するため、ホームページの情報開示の方法を改善することや、関連支援団体の協力を得ることも考慮されることが望まれる



「秋田市暮らしに役立つサービス」は、民間事業者などが提供するサービスを集めた冊子で、高齢のかた、高齢のご家族と離れて暮らしているかた、障がいのあるかた、子育て中のかたなど、みなさんに活用していただける内容です。お手元に1冊どうぞ。

**配布場所**▶長寿福祉課(市役所2階)、各市民SC(南部別館を除く)、駅前SC、各地域包括支援センターのほか、市ホームページからもご覧いただけます

### 冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を配布

ページからもご覧いただけます

◆広報ID番号 1028212

★例えばこんなサービスを掲載しています!

掲載しています!

- お弁当の配達
- 外出時の付き添い
- 宅配サービス
- 空き家の管理など

●問い合わせ

長寿福祉課☎(888)5666

#### 避難支援対象者名簿の手続きをお願いします

避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストの交付を受けた町内会長などの代表者が交代した際は、引継書などの作成手続きが必要となる場合があります。

詳しくは、交付を受けた市民SCまたは福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

- ▶中央市民SC☎(888)5643
- ▶東部市民SC☎(853)1039
- ▶西部市民SC☎(826)9004
- ▶南部市民SC☎(838)1212
- ▶北部市民SC☎(893)5969
- ▶河辺市民SC☎(882)5221
- ▶雄和市民SC☎(886)5550
- ▶福祉総務課地域福祉推進室☎(888)5661

#### 4月以降、し尿くみ取り料金が変わります

4月1日(木)からのし尿くみ取り

料金は、激変緩和措置期間(※)が終了し、次のとおりとなります。利用されているかたには、ご理解の程をお願いします。

【定額制(税込)】  
月額(1人につき)

現行566円↓4月以降608円

【従量制(税込)】

180㍎まで

現行2千222円↓4月以降2千387円

180㍎を超える18㍎ごと

現行222円↓4月以降238円

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

※平成30年4月1日と令和3年4月1日に段階的に改定することとしていたもの。